高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産税の減額の手続きについて

裏面の必要事項に記入の上、それぞれの場合に応じた書類を提出してください。

- 1 居住者の区分が65歳以上の高齢者の場合
 - ア 納税義務者の住民票の写し(但し、納税義務者の住民票が伊東市にある場合は、必要ありません。)
 - イ ①又は②のいずれか
 - ① 改修工事の明細書の写し、改修工事箇所の写真の写し、工事代金の領収書の写し 及び各階平面図の写し
 - ② 建築士又は登録性能評価機関等による証明書の写し、工事代金の領収書の写し及び各階平面図の写し
 - ウ 居住されている65歳以上の高齢者の住民票の写し(但し、納税義務者が居住されている65歳以上の高齢者の場合又は居住されている65歳以上の高齢者の住民票が伊東市にある場合は、必要ありません。)
 - エ その他市長が必要と認める書類
- 2 居住者の区分が要介護又は要支援認定者の場合
 - ア 納税義務者の住民票の写し(但し、納税義務者の住民票が伊東市にある場合は、必要ありません。)
 - イ ①又は②のいずれか
 - ① 改修工事の明細書の写し、改修工事箇所の写真の写し、工事代金の領収書の写し 及び各階平面図の写し
 - ② 建築士又は登録性能評価機関等による証明書の写し、工事代金の領収書の写し及び各階平面図の写し
 - ウ 居住されている要介護又は要支援認定者の介護保険被保険者証の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類
- 3 居住者の区分が障がい者の場合
 - ア 納税義務者の住民票の写し(但し、納税義務者の住民票が伊東市にある場合は、必 要ありません。)
 - イ ①又は②のいずれか
 - ① 改修工事の明細書の写し、改修工事箇所の写真の写し、工事代金の領収書の写し 及び各階平面図の写し
 - ② 建築士又は登録性能評価機関等による証明書の写し、工事代金の領収書の写し及び各階平面図の写し
 - ウ 居住されている障がい者の身体障害者手帳等の写し
 - エ その他市長が必要と認める書類

以上、不明な点がある場合は下記へ御連絡下さい。

T414-8555

静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所 課税課 資産税係

Tm 0557-32-1276 (直通)